

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

水が育むまちづくり よりい

2 地域再生計画の作成主体の名称

埼玉県大里郡寄居町

3 地域再生計画の区域

埼玉県大里郡寄居町の全域

4 地域再生計画の目標

寄居町は、埼玉県の北西部、首都圏70 km圏に位置している。

秩父山地と関東平野の接点に位置することから、南西部に山地、北東部に平野、その中間点に丘陵地が広がっている。

本町は、環境省から「風布川・日本水」が『名水百選』に、国土交通省から町全体が『水の郷』に、および林野庁から「日本水の森」が『水源の森百選』に認定されており、町の中心を流れる荒川はバーベキュー、カヌー、イカダ下りなどの川遊びの名所となっている。

本町の生活排水については、寄居駅を中心とする市街地では公共下水道が整備され、2つの地区で農業集落排水の整備が完了しているほか、それ以外の区域では合併浄化槽の設置を推進し、水洗化を図っているところであるが、農村部を中心として污水处理施設が未整備である区域も多く残っている。

また、農村地域における生活様式の都市化や生活水準の向上に伴い、生活排水の流入による河川、用排水路等の水質汚濁や、農産物への影響が懸念されており、生活環境の改善及び自然環境を保全するための対策が必要不可欠となっている。

このようなことから、快適な生活を確保し、河川など公共水域の水質浄化を図るため、污水处理施設の整備を進め、農村地域における循環型社会の形成を促進し、清らかな水空間を保全し、安心して豊かな自然に親しむことのできる「水が育むまち」を目指す。

また、清掃活動などを通じて地域住民の環境保護意識を高め、全ての住民が「水の担い手」となり、寄居町ならではの「水の郷」の魅力・イメージを発信していくことを目指す。

(目標1) 汚水処理施設の整備の促進

- ・汚水処理人口普及率を60.8% (平成21年度末) から64.0% (平成25年度末) に向上

(目標2) 汚水処理施設整備による河川水質の保全

- ・荒川流域における生物化学的酸素要求量 (BOD) について、最低でも平成20年度の数值 (0.7mg/l) を維持

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

寄居町においては、折原地区では農業集落排水事業、その他の地域 (公共下水道事業認可区域を除く) では合併処理浄化槽に対する支援を実施し、地域の状況にあった汚水処理施設の整備を進めていく。

本事業を推進することにより、地域における循環型社会の構築や、環境負荷の少ない地域社会の実現と環境に配慮したまちづくりが図られ、併せて住民参加の清掃事業や汚水処理施設の普及啓発活動事業により、住民の環境保護意識の向上が期待できる。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

整備箇所等は、別添の図面による。

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続等を行っている。

- ・農業集落排水：平成18年4月に、事業採択通知を国より受けている。

「事業主体」

- ・寄居町

「施設の種類」

- ・農業集落排水施設、浄化槽 (個人設置型)

「事業区域」

- ・農業集落排水施設 寄居町折原地区
- ・浄化槽 (個人設置型) 寄居町全域 (公共下水道・農業集落排水実施区域を除く)

「事業期間」

- ・農業集落排水施設 平成23年度
- ・浄化槽 (個人設置型) 平成23年度～25年度

「事業費」

- ・ 農業集落排水施設 事業費 173,670千円
(うち、交付金 86,835千円)
- ・ 浄化槽(個人設置型) 事業費 7,460千円
(県、町上乗せ分を含む)
(うち、交付金 2,486千円)
- ・ 合計 事業費 181,130千円
(うち、交付金 89,321千円)

「整備量」

- ・ 農業集落排水施設(折原地区)
 - 管路施設 $\phi 75 \sim \phi 150$ L=125m
 - 処理施設 1箇所
 - ポンプ施設 4箇所
- ・ 浄化槽(個人設置型) 20基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

- ・ 農業集落排水施設 1,070人
- ・ 浄化槽(個人設置型) 120人

5-3 その他の事業

- ・ 住民参加の清掃事業
年に数回、処理施設、河川、水路、道路側溝等において、地区住民、行政が参加する清掃活動を行い、生活衛生環境に対する意識向上を図る。
- ・ 啓発活動事業
町内の汚水処理施設整備状況や合併浄化槽設置に係る支援条件を広報誌及び説明会の開催を通じて住民に周知し、汚水処理施設の普及を図る。

6 計画期間

平成23年度～平成25年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に町の関係部署の担当者、地元維持管理組合からなる「水が育むまちづくり よりい会議」を開催し、必要な調査を実施して状況を把握・検証し、評価を行う。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し